

神尾經子家文書目録と目録作成について

- 1 本文書は須坂町本上町神尾經子氏から寄贈された史料である。
- 2 神尾家は、安政 5 年（1858）の須坂藩申渡書を所持していることから 18 世紀初めごろまで遡るだろうと推測される。製糸業を始めたころは不明であるが、神尾甚七は慶応 4 年（1867）に糸仲間連名帳に名を連ね、明治 10 年（1877）に製糸結社東行社に加盟している。以来、昭和 16 年（1941）に企業整理令で廃業に至るまで 64 年間営業を続けたのである。

本史料中の製糸業関係のものは 84 点で全体の 42%を占めている。このうち現在地の須坂市本上町で製糸業を営んできた証として、明治 6 年〔約定仕証書〕（勘右衛門組十八番屋敷の地代金内金支払証文）、同 26 年「生糸製造所鑑札」、年次不明「工場附属増築近状図」の 3 点の史料があげられる。このほか銀行への入金通知書、繭買受証、製糸工女雇用證書、土地貸借契約証書など各種史料がある。

次いで多いのは書籍類で、文政・天保期の「千社の多和武連」など 12 冊に、明治期の広津柳浪著「あさかお日記」全 8 巻など和装本が合わせて 20 冊、明治 6 年（1873）以降の文部省監修尋常科教科書などが 26 冊ある。

このほかに商店の通帳や貯金通帳、間借契約書など 15 点、社会奉仕による表彰状が 4 点ある。
- 3 これら現存する史料を「神尾經子家文書目録」として目録を作成した。『須坂市域の史料目録』の連番整理番号「080」（80 番目）に位置づけ、史料番号は「080-1」から開始して、整理ラベルを貼付した。

文書目録は、原則として時系列により配置して作成した。
史料番号は 202、史料点数は 204 点を数える。
- 4 史料目録の作成に当たっては史料活用の便を考慮して、次のようにした。
 - (1)史料名は、史料中に記載された表題を記載した。
 - (2)板に書き付けたものは紛失の恐れがあるため、封筒入りにし保管した。
 - (3)史料形態については、次のように略記した。

紙（一紙）、冊（冊子）、束（紙を束ねたもの）、括（紙を括ったもの）
- 5 本史料目録は、神尾經子家のご理解とご協力を得て、須坂市文書館の専門員 井上光由が作成した。

2019 年 3 月 4 日

須坂市文書館

神尾經子家文書目録と目録作成について（追記）

- 1 史料中 31 点が製糸業関係で明治期から昭和初期にわたっている。明治期は 25 年から 29 年までの所得金届 9 点がある。内容は製糸製造所得が主であるが、他に煙草・荒物小売営業、借家家賃、小作料などの収入が含まれる。大正期は大正 13 年の商工省調査 3 点で、購入した繭の数量及び価額、燃料、動力、製糸工男女数及び作業日数などが調査対象になっている。

昭和期の製糸業関係資料は 13 年～14 年製糸業概略報告書 5 点、工場調査に関する調査 3 点、14 年～15 年女工実態調査及び同作業日数各 1 点である。それらの史料からは、昭和 11 年 7 月以降の企業整備令下の厳しい経営実態がうかがわれる。昭和 17 年 4 月に製糸業整備令により事業を整理し廃止に至った資料が 2 点残されている。

戦後の史料は 12 点で、このうち昭和 21 年 10 月農林省・全国農業会公布の「農地改革について」は貴重である。同 25 年～26 年に国税庁等から公示された所得税確定申告・相続税申告・個人資産再評価等の手引き及び神尾家の資産・取得財産明細書 11 点が大部分を占める。ほかに年次不明の「住居及び繰糸場その他配置図」など 3 点、明治 21 年 5 月 21 日の御祝儀献立等 4 点、須坂郵便局新築記念絵葉書外 2 点がある。

- 2 これら現存する史料を「神尾經子家文書目録」として目録を作成した。『須坂市域の史料目録』の連番整理番号「080」（80 番目）に位置づけ、史料番号は「080-203」から開始して、整理ラベルを貼付した。

文書目録は、原則として時系列により配置して作成した。

史料番号は 250、史料点数は 253 点を数える。

- 3 史料目録の作成に当たっては史料活用の便を考慮して、次のようにした。

(1)史料名は、史料中に記載された表題を記載した。

(2)板に書き付けたものは紛失の恐れがあるため、封筒入りにし保管した。

(3)史料形態については、次のように略記した。

紙（一紙）、冊（冊子）、束（紙を束ねたもの）、括（紙を括ったもの）

- 4 本史料目録は、神尾經子家のご理解とご協力を得て、須坂市文書館の専門員 井上光由が作成した。

2019 年 4 月 10 日

須坂市文書館